

延岡市景観計画策定懇談会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、延岡市景観計画策定懇談会（以下、「懇談会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 本市の景観形成について、景観法（平成16年法律第110号）第8条の規定に基づき、延岡市景観計画（以下「計画」という。）の原案を策定するため、懇談会を置く。

(所掌事務)

第3条 懇談会の役割は、次の各号のとおりとする。

- (1) 計画原案の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画原案の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 懇談会は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から延岡市長が依頼することとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体代表等
- (3) 産業界
- (4) 行政
- (5) 地域住民（公募）

(任期)

第5条 委員の任期は、2ヵ年とする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を依頼することができる。ただし、その任期は前任者の残期とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 懇談会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、懇談会を統括し、会議の議長を務める。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 懇談会の会議は、必要な時期に委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長を務める。

3 懇談会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

4 懇談会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、委員長が懇談会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成20年8月11日から施行する。